

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公表番号】特表2008-530109(P2008-530109A)

【公表日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-555234(P2007-555234)

【国際特許分類】

C 07 C 401/00	(2006.01)
A 61 K 31/592	(2006.01)
A 61 P 17/06	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 3/10	(2006.01)
A 61 P 37/06	(2006.01)
A 61 P 19/02	(2006.01)
A 61 P 11/06	(2006.01)
A 61 P 1/04	(2006.01)
A 61 P 17/00	(2006.01)
A 61 P 19/08	(2006.01)
A 61 P 19/10	(2006.01)
A 61 P 19/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C 401/00	C S P
A 61 K 31/592	
A 61 P 17/06	
A 61 P 35/00	
A 61 P 25/00	
A 61 P 3/10	
A 61 P 37/06	
A 61 P 19/02	
A 61 P 11/06	
A 61 P 1/04	
A 61 P 17/00	
A 61 P 19/08	
A 61 P 19/10	
A 61 P 19/00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

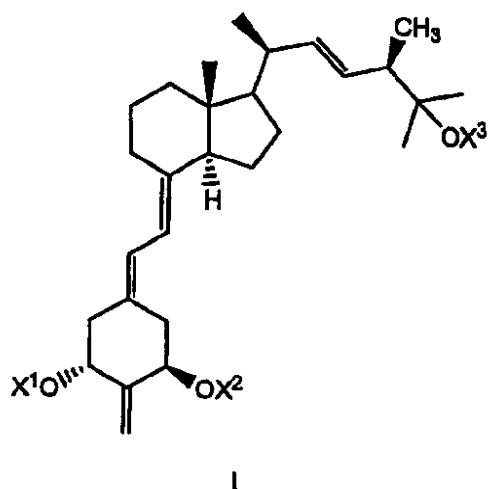
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式1を有する化合物。

【化1】



(式中、 X^1 、 X^2 及び X^3 は、H及びヒドロキシ保護基から独立に選択される。)

【請求項2】

X^1 と X^2 が両方ともヒドロキシ保護基である、請求項1に記載の化合物。

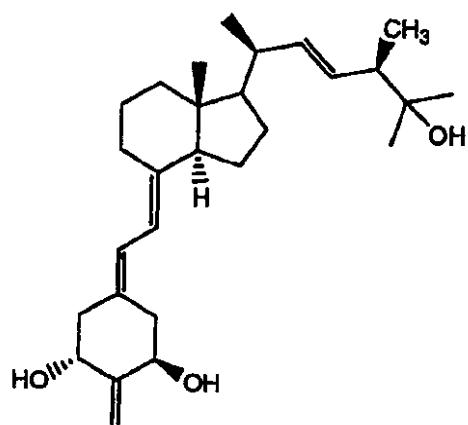
【請求項3】

X^1 と X^2 が両方ともt-ブチルジメチルシリル基である、請求項2に記載の化合物。

【請求項4】

X^1 、 X^2 、及び X^3 がすべてHであり、かつ該化合物が下記式IAを有する、請求項1に記載の化合物。

【化2】



【請求項5】

有効量の請求項4に記載の化合物と、医薬的に許容しうる担体とを含む医薬組成物。

【請求項6】

前記有効量が、該組成物1g当たり約0.01 μg～約1mgの前記化合物を含む、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記有効量が、該組成物1g当たり約0.1 μg～約500 μgの前記化合物を含む、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項8】

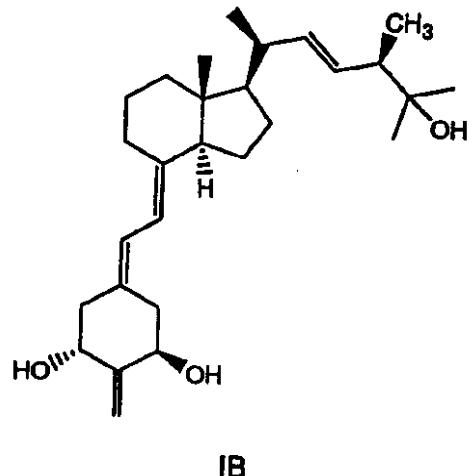
有効量の請求項4に記載の化合物を含む生物学的状態に苦しむ対象を治療するための医薬組成物であって、前記生物学的状態が、乾癬；白血病；大腸癌；乳癌；前立腺癌；多発性硬化症；ループス；糖尿病；宿主対移植片反応；臓器移植の拒絶反応；リウマチ性関節

炎、喘息、又は炎症性腸疾患から選択される炎症性疾患；しわ、十分な皮膚の堅固さの欠如、十分な皮膚の水分補給の欠如、又は不十分な皮脂分泌から選択される皮膚状態；腎性骨異栄養症；又は骨粗しょう症から選択される医薬組成物。

【請求項 9】

X¹、X²、及びX³がすべてHであり、かつ該化合物が下記式IBを有する、請求項1に記載の化合物。

【化3】



【請求項 10】

請求項4又は請求項9に記載の化合物の、乾癬；白血病；大腸癌；乳癌；前立腺癌；多発性硬化症；ループス；糖尿病；宿主対移植片反応；臓器移植の拒絶反応；リウマチ性関節炎、喘息、又は炎症性腸疾患から選択される炎症性疾患；しわ、十分な皮膚の堅固さの欠如、十分な皮膚の水分補給の欠如、又は不十分な皮脂分泌から選択される皮膚状態；腎性骨異栄養症；又は骨粗しょう症から選択される生物学的状態の治療用薬物の調製における使用。